

令和3年 7月 吉日

保護者の皆様へ

ゆたか第二保育園
園長 島田 峰子

令和2年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

このお知らせは、「伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第14条第1項に基づき、お子様が本園を利用した際に、伊勢崎市から本園に給付された1人当たりの額をお知らせするものです。この通知により、追加の給付の発生や、利用者負担（保育料）を納めていただくものではありません。

令和2年度に本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各保護者様について、「本園に係る各教育・保育給付認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各保護者様に納入していただいた利用者負担（保育料）を減じた額」となります。

（法定代理受領とは）

「子ども・子育て支援法」に基づく施設型給付費等については、教育・保育給付認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から施設に対して直接支払いが行われています。この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。

ゆたか第二保育園 (教育標準時間認定)

令和2年度公定価格 (一人あたり)

		満3歳児	3歳児	4歳以上児
教育標準時間認定	4月	157,620円	157,620円	141,860円
	5月	148,060円	148,060円	132,300円
	6月	148,510円	148,510円	132,750円
	7月	148,510円	148,510円	132,750円
	8月	190,620円	143,050円	127,290円
	9月	190,620円	143,050円	127,290円
	10月	190,620円	143,050円	127,290円
	11月	128,530円	128,530円	120,580円
	12月	137,010円	137,010円	129,060円
	1月	137,010円	137,010円	129,060円
	2月	136,550円	136,550円	128,640円
	3月	137,000円	137,000円	129,090円

※「伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第13条第4項第3号による副食費徴収免除対象となっていない方については、上記の各月公定価格から〔その月における施設での副食提供日数×225円〕を、減じた額となります。

ゆたか第二保育園 (保育標準時間認定・保育短時間認定)

令和2年度公定価格 (一人あたり)

		0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳以上児
保育標準時間認定	4月	234,930円	157,240円	108,840円	93,540円
	5月	234,930円	157,240円	108,840円	93,540円
	6月	234,930円	157,240円	108,840円	93,540円
	7月	234,930円	157,240円	108,840円	93,540円
	8月	234,930円	157,240円	108,840円	93,540円
	9月	234,990円	157,300円	108,900円	93,600円
	10月	234,990円	157,300円	108,900円	93,600円
	11月	234,990円	157,300円	101,250円	93,600円
	12月	237,820円	160,130円	104,080円	96,430円
	1月	237,820円	160,130円	104,080円	96,430円
	2月	234,840円	158,240円	103,010円	95,450円
	3月	234,840円	158,240円	103,010円	95,450円

		0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳以上児
保育短時間認定	4月	224,380円	146,690円	98,290円	82,990円
	5月	224,380円	146,690円	98,290円	82,990円
	6月	224,380円	146,690円	98,290円	82,990円
	7月	224,380円	146,690円	98,290円	82,990円
	8月	224,380円	146,690円	98,290円	82,990円
	9月	224,440円	146,750円	98,350円	83,050円
	10月	224,440円	146,750円	98,350円	83,050円
	11月	224,440円	146,750円	90,700円	83,050円
	12月	227,270円	149,580円	93,530円	85,880円
	1月	227,270円	149,580円	93,530円	85,880円
	2月	224,410円	147,810円	92,580円	85,020円
	3月	224,410円	147,810円	92,580円	85,020円

※「伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」

第13条第4項第3号による副食費徴収免除対象となっていない方については、上記の各月公定価格から4,500円を減じた額となります。